

感染症休業時の支えに

ビジネス総合保険制度

自社施設内で感染症の罹患者が発生した場合などにおいて、その影響を軽減するための体制整備と、その後の事業をスムーズに再開させるための方策

感染症による事業中断と感染症に対する備えの必要性

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発令、営業の自粛要請、国民の自粛による経済活動の停滞。多くの事業者が、その対応に苦慮しています。

このような環境の下、事業者は、自社施設内で罹患者が発生しないように、細心の注意を払い、営業を継続し経営を守っています。しかしながら、そのような努力を行っても、万が一、感染者が発生してしまった場合は、事業を休業せざるをえません。そうすると、売り上げの減少につながり、大きな経営上の影響を受けることとなります。だからこそ、「事前の対策」が重要となります。

自社施設内で罹患者が発生したことを想定し企業として求められる対応を理解し、それに備えることで、万が一の事態でも落ち着いて早期の事業再開につなげることができ、経営への影響を最小限に留めることが可能となります。感染者が発生

感染症だけではなく、風水害時の事業継続力強化にもつながる

同保険制度は、感染症に限らず、各事業者の事業継続力を高めるリスクファイナンスの手段をご提供することを理念として創設され日本商工会議所が全国各地で商工会議所などを対象に実施した意見交換会で寄せられた要望などを踏まえ商品化したものです。

全国各地で頻発している豪雨災害や台風による風水害などの突発的な自然災害や火災などに見舞われた際の事業休業に伴う売上高（利益）減少に対応する補償を、商工会議所として初めて導入した保険制度です。支払われる保険金は、災害による休業時の営業損失の備え（事業継続資金）として活用できます。

さらに、当保険制度では、地震による事業休業リスクも補償対象にしている点も大きな特徴です。これは東日本大震災で被災した地域の事業者・商工会議所からの要望で実現した補償です。

本稿は日本商工会議所発行「会議所ニュース」(12月11日号)の記事を抜粋したものです。この場合の「流れ」は、図1のとおりです。ここで事業者が理解しておかなければならないポイントは2点。1点目は、罹患者が発生した場合、保健所の指示に基づいて消毒作業が完了するまでは営業の再開はできないということ。もう1点は、消毒などの対応完了後でも、感染拡大防止

感染症のBCP・事業継続力強化につながる、ビジネス総合保険

ウィズコロナの時代に全国の商工会議所会員事業者の経営を支えるのが、日本商工会議所を契約者とする「ビジネス総合保険制度」です。当保険制度では、2021年1月以降の始期契約から補償範囲を拡大し、「新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生してしまった場合のリスク」に対する備えが可能となります。

2021年1月発売の当保険制度における「感染症補償特約」の内容は、図3.4のとおりです。

同感染症の罹患者が自社施設内で発生した場合、休業による損失を補償することに加え、消毒および従業員に関係するPCR検査に要する費用などが補償されます。同制度への加入によって、保険金の支払いという形で資金確保の手段が得られるため、同感染症に関する事業継続計画(BCP)強化につながることができます。

図1 ご存じですか？ 感染者発生による休業から営業の再開までには様々な費用がかかります。

例 感染者が発生した際の流れ

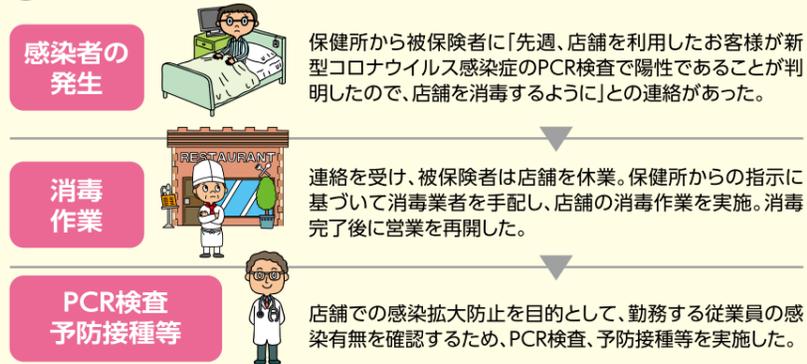


図2 企業で感染が発生した際に必要となる費用
消毒や検査では以下のような費用が発生します。

消毒費用	検査費用	
外注費用 約1,000～1,500円/m	PCR検査 自費検査 = 保険適用外 20,000～50,000円 自己負担 約2,000円 (初回診料等の診察費) 行政検査 = 保険適用	抗原検査 自費検査 = 保険適用外 10,000～20,000円 自己負担 約2,000円 (初回診料等の診察費) 行政検査 = 保険適用

150m×15人の企業であれば、**525,000円**
225,000円(150m×1,500円)+300,000円(15人×20,000円)

「自然災害」で事業に影響があった場合に、その事業継続を支援できる補償内容となっていますので、今後も発生が予想される大規模自然災害に備えて、リスクファイナンスの観点からも手当をしておくことは重要です。

スケールメリットの効いた保険料水準

当保険制度の保険料水準は、全国商工会議所のスケールメリットを生かした団体割引による割安な水準となっており、最大33%割引で加入が可能です。保険料は、売上高を基礎とした簡易な方法で算出でき、複雑でないことから、加入しやすい制度です。安心した事業遂行を支援し、リスクファイナンスの観点で、感染症あるいは自然災害の際でも保険金によって事業継続を支援する「ビジネス総合保険制度」。リスクに対する備えの一つとして、この機会に自社のリスクを振り返り、当保険制度の導入・加入をご検討されることをお勧めいたします。

図3 具体的な補償イメージは下図のとおりです。

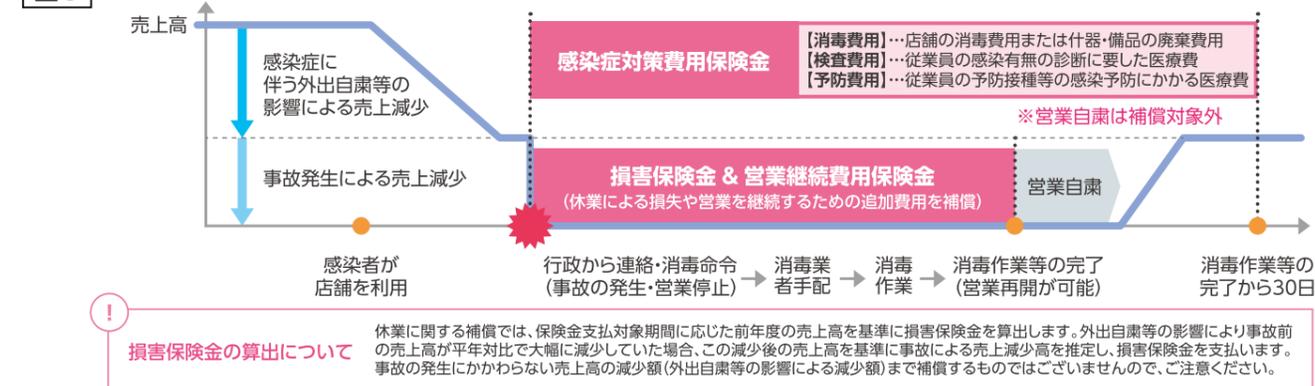


図4 お支払対象となる事故

●対象事故 対象施設が感染症の原因となる病原体に汚染され、またはその疑いがある場合に、保健所等の行政機関によって、施設の消毒命令等の行政措置^{*1}がなされたことをいいます。(営業自粛は対象外です。)

*1 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(第5章消毒その他の措置)に規定する措置をいいます。

お支払いする保険金

感染症補償特約では、以下の保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の内容	支払限度額
損害保険金 ^{*2}	事故によりお客様の営業が休止・阻害されたために生じた損失額(「売上減少高×補償割合」の金額)	1事故につき、合算して500万円
営業継続費用保険金 ^{*2}	事故による売上高の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える費用(追加費用)	
感染症対策費用保険金 ^{*3}	事故によって発生した、営業継続費用とみなされない次の費用 「消毒費用」「検査費用」「予防費用」	1事故につき、100万円
請求権の保全・行使手続費用保険金	事故について、他人に損害賠償請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用	実費

*2 損害保険金および営業継続費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置(施設の消毒命令等)の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日(消毒作業等の完了した日)」までとなります。ただし、**1事故につき15日間が限度**です。

*3 感染症対策費用保険金の保険金支払対象期間は、「保健所その他の行政機関によって、行政措置(施設の消毒命令等)の連絡がなされた日」から、「その行政措置が解除された日(消毒作業の完了した日)」から起算して30日を経過した日」までとなります。

今回ご紹介した保険商品は商工会議所会員のみご加入いただける保険制度です
補償名称や割引率・内容・保険始期日は引受保険会社によって異なります

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険㈱・損害保険ジャパン㈱・東京海上日動火災保険㈱・三井住友海上火災保険㈱

詳細は管理グループまでお問合せください(TEL022-265-8125)